

# 総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

富士見周辺地区整備推進計画（骨子）の策定について

資料 1 富士見周辺地区整備推進計画（骨子）  
【概要版】

資料 2 「富士見周辺地区整備推進計画（骨子案）」に関する意見募集の実施結果について

資料 3 富士見周辺地区整備推進計画（骨子）

平成 3 1 年 2 月 8 日

総 務 企 画 局

# 富士見周辺地区整備推進計画（骨子）【概要版】

平成 31 年 2 月

## 1. これまでの経過概要

●富士見周辺地区には、富士見公園を中心に様々な市民利用施設が集積しており、市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点となっているが、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復や、スポーツ・文化・レクリエーション活動機能強化が求められている。

### 課題①富士見公園

『公園本来の緑地や広場が少なく、都心における総合公園としての機能回復が必要』

### 課題②市民利用施設等公共施設

『老朽化や耐震面などで課題のある施設が多数あり、施設の更新・再整備が必要』

●これら課題の解決に向け、これまで段階的に計画と取りまとめ取組を進めてきたが、事業を取り巻く状況変化等を踏まえ、平成 30 年 3 月に『富士見周辺地区における公共施設再編の方向性』を取りまとめ、これまでの方向性の一部見直しを行った。

### 富士見周辺地区整備基本計画

(平成 20 年 3 月)

富士見周辺地区の課題を解決するための基本的な整備方針を定めた。

<整備に関する基本的な考え方>

#### 【整備目標①】 富士見公園の再生

公園本来の機能である緑地や広場の確保に努め、都心における総合公園にふさわしい都市公園としての機能回復を図る

将来像 緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園

#### 【整備目標②】 スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化

市民の利便性向上や安全性の確保に努めるとともに、都心にふさわしいスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を図る

### 富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方(改訂版)

(平成 22 年 3 月)

富士見周辺地区整備実施計画の策定に向け、事業の関連性を踏まえた再編整備の考え方などをとりまとめた。

### 富士見周辺地区整備実施計画

(平成 23 年 3 月)

公園・各施設の整備推進に向け、公園再生の基本的な考え方、エリア別公園整備方針、各施設の整備の考え方、整備手順などをとりまとめた。

<公園再生の基本的な考え方>

- 基本計画における公園整備の基本方針
- ①緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出
- ②緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出
- ③開放的で緑豊かな空間の創出
- ④回遊性の高い歩行空間の創出
- ⑤安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出
- ⑥賑わい機能の創出



- ◎エントランスゾーンの整備
- ◎プロムナード的空間の整備
- ◎緑地・広場の段階的な整備

## 2. 事業を取り巻く状況変化

### (1) 県立川崎図書館の移転

- ・県立川崎図書館は、「かながわサイエンスパーク」(KSP)へ移転し、平成 30 年 5 月に新たな県立川崎図書館が開館
- ・現在の富士見周辺地区にある県立川崎図書館の建物は平成 29 年 12 月に休館して以降、建物のみが残っている状況

### (2) 教育文化会館の老朽化及び教育文化会館大ホールの閉鎖

- ・教育文化会館は、昭和 42 年に設立されており、外壁の剥離等が発生するなど施設・設備の老朽化への対応が必要
- ・大ホール機能を備えたスポーツ・文化総合センターがオープンし、教育文化会館の大ホールは、平成 30 年 3 月に閉鎖
- ・現在の教育文化会館には、大ホールを除いた市民館機能のみが残る

### (3) 川崎区役所移転の緊急性が低下

- ・川崎区役所は、基本計画策定当初は、庁舎狭隘などにより移転に向けた取組が課題となっていたが、平成 23 年度に市税部門がかわさき市税事務所に移転し、庁舎狭隘の問題が一定の解消をされたことから、現在は移転の緊急性が低下

### (4) 公園における民間活力導入によるまちの賑わい創出等の取組

- ・平成 29 年 6 月に都市公園法が改正され、「都市公園の再生・活性化」に向けた取組をより一層推進する環境が整備される
- ・本市の公園でも、民間活力導入によるまちの賑わい創出に向けて検討を推進

### (5) 富士見中学校の生徒数、学級数の増加

- ・富士見中学校は、計画当初(平成 20 年)と比べ、生徒数が約 120 名、学級数が 4 つ増加
- ・計画当初より狭隘な状況にある中学校グラウンドの確保に関して、教育環境の向上の必要性がより一層高まっている

## 3. 富士見周辺地区における公共施設再編の方向性

これまでの整備状況や事業を取り巻く状況変化を踏まえ、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を平成 30 年 3 月に取りまとめた。

### (1) 富士見公園の整備・管理の方向性

公園の整備・管理手法への民間活力導入に向けた取組や、実施計画策定後、一定の期間が経過したことを踏まえ、以下のとおり整理。

- 富士見周辺地区整備基本計画及び実施計画の公園全体のコンセプトは維持
- 公園の整備・管理に民間活力を導入し、まちの賑わい創出や維持管理費の低減等に向けて検討
- 必要な機能や配置、駐車場の必要台数等について再検討

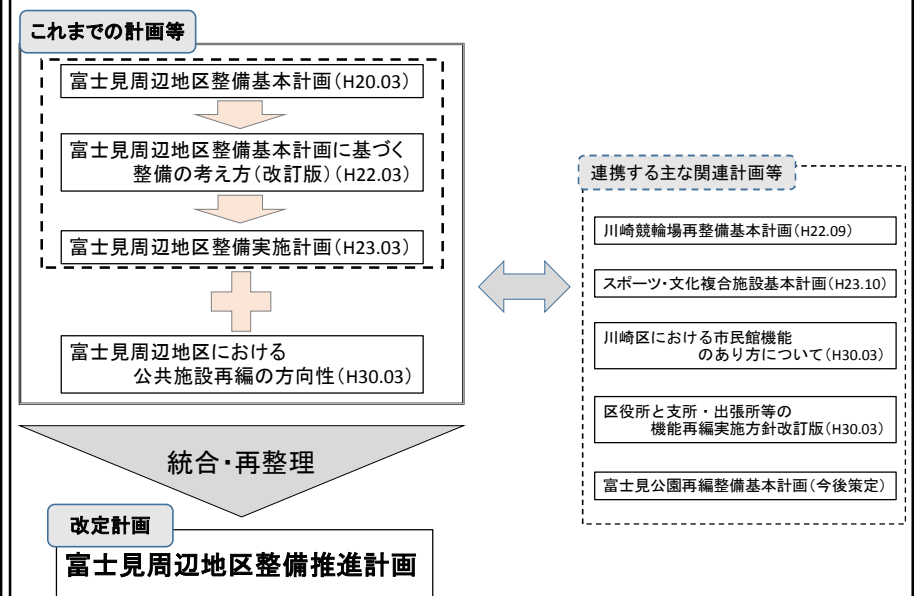
### (2) 教育文化会館及び県立川崎図書館敷地の活用の方向性

事業を取り巻く状況変化や、富士見周辺地区の課題である公園本来の緑地・広場が少ない状況、富士見中学校の教育環境向上の必要性を踏まえ、以下のとおり整理。

- 市民館・区役所の複合化の計画を見直す
- ”富士見の顔”に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設の検討を進める
- 市民利用施設と富士見中学校のグラウンド機能の両立を検討

## 4. 富士見周辺地区整備推進計画の位置づけ

平成 20 年 3 月の「富士見周辺地区整備基本計画」策定以降、段階的に計画等を策定し取組を進めてきたが、「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」を踏まえ、これまでの計画を統合・再整理し、「富士見周辺地区整備推進計画」として改定する。



## 5. 計画対象地域の整備にあたって

### (1) 整備推進の基本的な考え方

富士見周辺地区の課題の解決を図るため、引き続き、基本計画からの富士見公園のコンセプト（将来像）や整備目標等を継承し、総合的・一体的な整備を行い、「都心における総合公園にふさわしい富士見公園の再生」と「スポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化」をめざす。



### (2) 計画対象地域の整備の進め方

「整備推進の基本的な考え方」を踏まえ、「富士見周辺地区整備実施計画」で整理した「公園整備の基本方針に基づく整備の進め方」に「富士見周辺地区における公共施設再編の方向性」の内容を補完し、以下のとおり整理。

#### 計画対象地域の整備の進め方

1. 緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間の創出
  2. 緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出
  3. 開放的で緑豊かな空間の創出
  4. 回遊性の高い歩行空間の創出
  5. 安全でゆとりのある緑のオープンスペースの創出
  6. 賑わいの創出と効率的・効果的な管理運営
    - ・幅広い年齢層が利用しやすい賑わいのある公園空間の整備を推進
    - ・民間活力の導入を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営を目指す。
- 実施計画から継承
- 民生活の考え方を付加

## 6. エリア別整備方針（概要）

「実施計画」で整理した基本的な考え方を踏襲し、事業を取り巻く状況変化を踏まえた新たな考え方を追加。

なお、公園の顔づくりとなる「エントランスゾーン」と「プロムナード」に加え、『富士見の顔』となる恵まれた場所に位置する「富士見中学校北側エリア」を新たに重点整備エリアとして位置付け。（実施計画では「エントランスゾーン」と「プロムナード」を重点整備エリアとして整理）

### (1) エントランスゾーン（バスロータリー機能）（実施計画の整備方針を継承しつつ、富士見中学校北側エリアとの連携を追記）

- ◎富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備
- ◎緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備
- ◎公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を配置

隣接する重点整備エリアである「富士見中学校北側エリア」とあわせて「富士見の顔」となるエリアであることから、「富士見中学校北側エリア」との景観上の連続性や、一体感のある空間形成に配慮した植栽やベンチ等の公園施設の配置などを検討した上で、富士見公園全体の魅力向上につながる整備を検討。

### (2) 富士見中学校北側エリア（教育文化会館及び県立川崎図書館敷地）（今回新規に設定するエリア）

- ◎富士見の顔に相応しい活用となる様、多様な活用が可能な市民利用施設とする
- ◎富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする
- ◎時間的または空間的にシェアすることにより市民利用施設とグラウンド機能を両立

富士見周辺地区には公園本来の緑地や広場が少ないという課題があり、『緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス』の実現やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化を進める必要がある。そのため、富士見中学校北側エリアは、広く市民利用が可能なオープンスペース機能など、多様な活用が可能な市民利用施設を検討。

また、基本計画策定当初よりグラウンド面積が不足し、近年、生徒数・学級数の増加している富士見中学校の教育環境向上の必要性を踏まえ、市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンド機能としての活用が可能な整備を行う。

### (3) プロムナード（実施計画の整備方針を継承）

- ◎ジョギングや散歩など、市民が往来する緑豊かな園路・広場を整備
- ◎緑豊かな憩いと語らいの緑地・広場を整備

競輪場コンパクト化後の南側や東側の空間をプロムナードと一体となった緑地・広場として整備することで、緑豊かな憩いと語らいの空間を実現できるため、公園区域拡大に向け、緑の拠点にふさわしい景観を創出できるよう、計画的に整備



## 7. 各施設の整備方針（概要）

下線部が実施計画からの主な変更点

### (1) テニスコート・共用駐車場・児童プール・相撲場

- テニスコートは整備前の12面を維持し、公園北側内で移設して整備することを基本とする
- 共用駐車場は、「実施計画」においてテニスコート下部への多層化を検討することとしていたが、膨大な整備費用が見込まれることから、交通計画上の検討や法的制約などを総合的に判断し、民間活力の導入検討と連携を図りながら、多層化の実現可能性について検討
- 児童プールは、管理運営コストやシーズン以外での有効活用の可能性などを検証し、民間活力の導入の検討に合わせて再整備について検討
- 相撲場は、公園内で再編整備
- 各施設の整備位置・規模等については、各施設の連携や円滑な入庫・出庫など自動車動線等に配慮しながら、民間活力の導入の検討に合わせて詳細に検討

### (2) 川崎競輪場

- 多目的な市民利用として、イベントでの利用や市民開放を進め、市民に親しまれるための工夫や、イメージアップ等について、引き続き検討
- 競輪事業の経営体質強化を図りつつ、社会経済環境の変化に適切に対応しながら、まちづくりの視点や競輪事業の長期的展望を視野に入れ、公園と共存・調和する持続的な事業運営等、将来の競輪場のあり方を継続的に検討

### (3) 労働会館

- 現在、教育文化会館にある市民館機能は、既存施設である労働会館への移転に向けて検討

## 8. 今後の整備の進め方

具体的な整備スケジュール・手順については、民間活力の導入検討や、今後、関係局で策定を行う「富士見公園再編整備基本計画」等の検討状況と連携を図りながら整理。